米軍厚木基地に関する要望

神奈川県保険医協会 県央支部長 入澤 彰仁

米軍厚木基地において9月1日から5日にかけて計4日間、米空母艦載機による陸上空母離着陸訓練(FCLP)が行われた。その結果、県央地域だけでなく横浜市など近隣10自治体と県に対して900件にのぼる苦情が寄せられるほどの騒音被害を出した。県民の健康を守る医師・歯科医師の団体として看過することのできない問題であり、厚木基地対策について厳正な対応を求める。

御承知のとおり、厚木基地を離着陸する航空機による激しい騒音は綾瀬市をはじめ、周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼしている。特に騒音問題が健康に及ぼす影響は大きい。例えば騒音性の聴力損失が生じる可能性は非常に高い。また、子どもの成長にも悪影響を及ぼす。特に幼児期には、家庭環境だけでなく地域の生活環境が子どもの成長に大きく影響する。航空機騒音は子どもの不安・攻撃性・孤立性を高め、そのような行動を起こす可能性が高まるという調査報告もある。ほかにも、知的関心を広めて学習能力を高める必要のある学童期において、記憶力と読解力、達成意欲などについて、騒音の影響を受けた集団の方が受けていない集団に比べて能力に差が生じること、また長期記憶力については騒音の影響がない地域へ移ったとしてもすぐには回復しないという調査報告もある。

住民においては、騒音被害により健康を害していたとしても、他自治体へ移り住むなど容易にできるものではない。また、部品の落下事故や墜落事故などから住民の命の安全を確保することは必須である。事実、神奈川県内では、1977年9月27日に発生した横浜市緑区荏田町墜落事故をはじめ、最近では2014年1月9日にジェット機の部品が落下して綾瀬市内の民家の一部および車両が破損する事故が起きている。これ以外にも沖縄県をはじめ、米軍基地のある各地で農耕地や民家などへの落下事故は発生している。

2016年12月8日に結審した厚木基地第4次訴訟において、最高裁は2審の時点で認められていた自衛隊機の夜間・早朝飛行差し止めを覆し、米軍機とともに飛行を認める判決を下している。しかし、航空機騒音が違法な状態にあることは論を待たない。国はすでに過去の損害分として82億円の賠償金を支払ったが、健康被害は金銭だけで救済できるものではない。

我々は県民の命と健康を守る団体として、騒音問題の改善・早期解決を望む。また、米軍厚木 基地において今回のような訓練を2度と行わないとともに、早期に基地の撤退に向けた対応を求め る。

平成 29 年 9 月 25 日